

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 税所 真也

民法改正により、2000年、成年後見制度が発足した。法律家はこの制度の普及をはかるため「成年後見の社会化」を標榜した。本論文はその内実を吟味し、社会的帰結を質的調査により実証的に明らかにする。また社会学のなかで彫琢されてきた社会化の概念の多義性を逆手に取り、「成年後見の社会化」に新たな視点の提供を企てる。

冒頭で制度の概要とその成立の背景を示す。「成年後見の社会化」はそれに先立つ「介護の社会化」の補完（市民法による社会法の補完）というのが著者の立場である。

制度発足後、①後見人の総数は増え続けた（普及としての社会化）。②後見人の選任は親族から第三者へと変化した（脱家族化としての社会化）。③第三者後見人の大多数は士業後見人である（専門職化）。こうした現象が生じる背景には家族の構造や規範の変化、家裁による選任基準の変化、専門職集団や地域福祉活動による潜在需要の発掘などがある（3章）。

財産管理の場合、成年後見制度の導入によって、被後見人の家計は家族や親族から分離されることになるが（個計化）、これは家裁による親族への不信感（例えば使い込みの懸念）によるところが大きい。金融機関も預金の引き出しや保険金の受け取りに成年後見制度の利用を求めるものの、そのさい地域社会における伝統や慣習との調整も必要なため、そのさいの運用基準は各社各様となっている（4章）。

第三者後見人の大多数は各種専門職であるが、各専門職は支援や自己決定に対する考えが異なる。とくに身上監護については、専門職間での意見の対立が生じることがある。このため被後見人の best interest を見出すためには、個人による後見ではなく法人による後見が重要で、さらに各種専門職間の連携の場が必要となる（協議の場の社会化）。法律職は身上監護についても金銭管理や契約行為に自制する傾向があるが、福祉職は援助技術的にふるまおうとする（社会福祉的という意味での社会化）。さらに法律行為に限定した身上監護ではなく、感情労働や信頼関係にまで視野を広げた成年後見の試みも出始めており（生協福祉）、成年後見は生活支援や地域福祉とのつながりのなかで考える必要もでてくる（5章）。

「社会的」には本来「福祉的」の意味もあり、この意味で社会化を成年後見制度に適用するならば、成年後見の社会化とは、単なる法律行為にとどまらず、全人的な関係を築くための手立てともなるはずである。そのためにも、士業後見人に加えて、「市民的専門性」に依拠する市民後見人の活躍する場を拡大すべきであるというのが本論文の結論である。

本論文は、成年後見制度を社会学の研究対象として取りあげた点で新奇性がある。個人化社会といわれながら個人が揺らいでいる点をもっと理論的に追究すべきとの批評もあったが、調査困難な分野に十分な倫理的配慮を行い一次資料を収集し、その他諸資料も多角的に扱うことによって多くの事実を発掘した意義は大きい。よって本審査委員会は本論文が博士（社会学）の学位を授与するに値するとの結論に到達した。